三　法第六十三条の三第一項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った自動車製作者等（法第五十七条の二に規定する自動車製作者等をいう。）が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る自動車の部品と同種のものが使用されている特定装置に係るものにあっては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

四　法第六十三条の三第二項に規定する改善措置の届出に関する重大な不正行為を行った装置製作者等（法第六十三条の二第二項に規定する装置製作者等をいう。）が行った指定の申請のうち、当該改善措置に係る装置の部品と同種のものが使用されている特定装置に係るものにあっては、当該改善措置及び当該改善措置の届出に関する不正行為の再発を防止するための措置が適切に講じられていること。

第五条第一項中「第七十五条の二第七項」を「第七十五条の三第七項」に改める。

第六条第一項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、「特別な表示」の下に「（法第七十五条の三第一項の指定を受けたものであることを示すものに限る。）」を加える。

第七条中「指定を受けた特定装置の製作者等（以下「指定製作者等」という。）」を「指定製作者等」に改める。

第八条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。

第九条を削る。

第十条の表を次のように改め、同条を第九条とする。

| | |
|---|---|
| 一　指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）を行ったとき。 | 装置型式指定通知書 |
| 二　指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものに限る。）を行ったとき。 | 既指定装置型式指定通知書 |
| 三　法第七十五条の三第五項又は第六項による指定の取消しを行ったとき。 | 装置型式指定取消通知書 |

第十一条第一項中「国土交通大臣は、指定」の下に「（第四条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）」を加え、同項第三号中「自動車」の下に「又は特定共通構造部」を加え、同条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、第四条の二第一項の規定による申請により、既に指定を受けた特定装置の型式と第四条第二項第五号に掲げる事項が異なる型式について指定したときは、その旨を告示するものとする。

第十一条を第十条とする。

第十二条中「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の三第五項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第二号中「自動車」の下に「又は特定共通構造部」を加え、同条を第十二条とする。

第一号様式の次に次の様式を加える。

**第一号様式の二**（既指定装置型式指定申請書）（第四条の二関係）

自動車検査登録印紙

受付番号（※）

受付年月日（※）

# 既指定装置型式指定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

指定装置の種類

指定装置の名称及び型式

指定番号

指定製作者等の氏名又は名称及び印並びに住所

異なる事項及び異なる事由

備考

（日本工業規格A列4番）

備考

（1）※の欄は、申請者が記入しないこと

（2）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。